

令和3年度 事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

新型コロナウイルス感染症は内外経済に大きな影響を与え、世界経済は戦後最大ともいえる危機に直面しており、我が国経済も、感染症拡大の影響により大幅に下押し、かなり厳しい状況となっている。新型コロナウイルス感染の収束が遅れるほど、厳しい状況が長期化するものとみられている。

また、外食業界は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けており、特に飲食店、宿泊業、産業給食等は、緊急事態宣言、まん延防止重点措置等による休業・時短営業、インバウンドの消失、テレワークの推進等により売上の大幅減少となり、関連する当協会会員企業への悪影響も増すばかりとなっている。

当協会として、行政機関、関係機関等と連携し、会員企業にとって有効な支援策を国等に要望するとともに、今後も支援策等の国の行政機関等からの情報を速やかに会員企業に提供するなど、適時的確な対応が求められている。

さらに具体的な取り組みとしては、6月には食品流通事業者にも HACCP に沿った衛生管理が義務化されることから、関係4団体で作成した「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手引書」に基づく衛生管理の徹底が必要である。

また、消費税に係る適格請求書方式が令和5年10月に開始されることから、この準備を進める必要がある。

このような環境下にあって、当協会においては、会員の食品流通の合理化・近代化と流通機能の高度化の一層の推進を図ることとし、令和3年度の主な事業として、会員各位と連携し次の事業に積極的に取り組むこととする。

1 調査研究事業

- (1) 食品流通における適正取引の推進に関する調査研究
(商慣行、取引条件、公正取引・公正競争等)
- (2) DX(デジタルトランスフォーメーション) 推進に関する調査研究 (安全食品の提供、食品ロスの減少、安定供給等)
- (3) 業務用食材卸売業の実態調査

2 研修指導事業

- (1) 新型コロナウイルス感染状況を勘案しつつ、会員企業の人材育成、物流及び経営等に関する諸問題について、本部及び各支部において研修会、講演会を実施する。また、工場見学会等を実施する。
- (2) 行政、関係機関等の開催するシンポジウム、フォーラム、セミナー、研修会等への参加、並びにこれらの機関が有する資格制度の活用について、積極的に支援する。
- (3) 海外において製造された食品の輸入量が急増していることに鑑み、賛助会員等の海外の食品工場における食品の製造過程、食品の安全、衛生対策の実施状況等を視察する旅行の実施について新型コロナウイルス感染状況を注視しつつ検討する。

3 普及・啓発事業

- (1) 食品流通における適正取引の推進のための普及・啓発
- (2) 外食用食材卸売業の信頼性向上自主行動計画の策定・推進セミナーの開催、ステッカーの作成・配布 (トレーサビリティ制度への対応を含む。)
- (3) 省エネ法等に基づく「地球温暖化対策実行計画」への協力
- (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進等環境対策の強化
- (5) 加工食品の標準商品規格書のガイドラインの普及・推進

4 表彰事業

- (1) 会員企業優良社員表彰
会員企業に10年以上にわたり勤続し、勤務成績が優良である社員の表彰を実施する。
- (2) 国及び他機関表彰事業への積極参加、協力
国の栄典事業 (叙勲・褒章) への有資格者、功績者の積極的な推薦 優良企業等表彰事業 (大臣賞、局長賞) への候補者の積極的な推薦

5 展示会事業 (外食産業フェア)

- (1) 展示会の開催
令和3年度は、名古屋市と大阪市において、フードビジネスショー及び外食産業フェアを開催して、食の衛生と安全、食の健康と未来、食の資源と地球などの食の啓発、食

を通じた豊かな食生活文化や時代に呼応したライフスタイルの提案、個性豊かな地域食材の発掘と展示、並びに会員、メーカー及びユーザー3者等の交流の場とし、新製品の紹介及び販路拡大の場として活用する。

また、震災復興や地産地消支援といった従来の出展に加え、将来需要増が見込まれるとするハラル食品に関する展示も実施する。

なお、展示会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を徹底する。

また、他の支部においても展示会の開催を検討する。

① 第71回外食産業フェア

会期 令和3年9月8日～9日（2日間）

会場 インテックス大阪（大阪市）

② 第32回NAGOYAフードビジネスショー

会期 令和2年9月21日～22日（2日間）

会場 名古屋市中小企業振興会館吹上ホール（名古屋市）

(2) 他団体等の開催に対する後援・協賛

当協会が自ら開催するもの他、外食食材の安定的流通等について理解を深める等を目的に開催する、マスコミ、地方銀行協会、地方公共団体及び会員企業が実施する展示会について、要請依頼により後援・協賛を行う。

6 情報収集・提供事業

- (1) 当協会の事業活動、新型コロナウイルス関連情報を含め行政の動向等を掲載した「外食協ニュース」を毎月発行し、会員、賛助会員等に伝達する。
- (2) ホームページについて、当協会、行政、関係機関、食品メーカー、消費者等と情報の共有化を図るとともに、会員あての情報提供を充実する。
- (3) 食品の安全、衛生、食育、環境問題、消費税等施策関連の情報、資料の収集・提供を充実する。
- (4) 関係4団体で作成した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」について、6月からの衛生管理の義務化に向け各会員企業への周知徹底を図る。
- (5) 令和5年10月から開始される適格請求書方式について、10月から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されることから、会員企業に周知を図る。

7 食品等流通合理化緊急対策事業等支援事業(従前の「食品流通構造改善緊急対策事業」)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく支援メニューとして、食品販売業者がリース契約等により業務の「共同化」「近代化」に必要な設備や機器を導入する場合に通常のリース契約等の場合と比べて経費負担が軽減される当該事業について、農林水産大臣の認定及び食品等流通合理化促進機構への申請手続等を積極的に推進・協力する。

8 地域・関係機関等交流事業

新型コロナウイルス感染状況を勘案しつつ、次の事業を行う。

- (1) 地方農政局、地方公共団体、食品衛生機関、農業者団体等との交流
- (2) 賛助会員との交流
- (3) 業務用食材卸業合同賀詞交歓会

当協会及び全給協の2団体共催による令和4年業務用食材卸業合同賀詞交歓会を令和4年1月に開催する。

9 その他

- (1) 会員増強対策の実施

会員、賛助会員の増強対策を引き続き実施する。

- (2) 理事会の活性化

理事会機能の更なる活性化により、適正な管理体制（ガバナンス）の一層の確立に努める。特に、理事会は正副会長・支部長会議、専門委員会との連携を密にし、それらの審議結果を踏まえた執行機関としての機能を発揮する。

なお、理事会は、必要に応じてオンライン会議システム併用した開催とする。

- (3) 正副会長・支部長会議の開催

協会運営の重要事項及び当協会が直面している諸課題、将来の方向性等の基本方針を審議するため、引き続き当会議を開催する。

- (4) 専門委員会の活性化

各専門委員会は、正副会長・支部長会議、理事会の審議結果を踏まえて、事業実施に向けた具体的な討議を行う。

- (5) 支部活動の強化

外食産業フェアの開催、研修事業の実施及び参加、視察旅行への参加、会員増強対策の実施等に積極的に取り組み、支部活動のより一層の充実を図る。